３）施工実績が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関※が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。

※公共工事発注機関とは、国、地方公共団体又は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第２条第１項に定める法人をいう。以下同じ。

４）特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。

乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみを実績として認める。この場合、協定書の写しを技術資料に併せて提出すること。

⑸　納入実績　本工事におけるＣＣＴＶ設備の製作予定者は、平成20年度以降に以下の同種機器の納入実績を有すること。

「同種機器」　公共的施設（道路、鉄道、空港又は河川等）又は公衆の集まる施設（百貨店、旅館、病院又は地下街等）に設置する遠方より制御監視可能なカメラ装置

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　特定建設工事共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

②　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼　入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。

また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。

総合評価技術提案資料に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は「不採用」とする。

⑶　総合評価提案資料の記載に関する事項

１）評価項目①、②の記載に関しては以下のとおりとする。

・１提案当たり５行以内、１行当たり48文字以内とする。

・上記の行数や文字数を超える提案は「不採用」とし、規定する提案数を超える場合は当該評価項目を「不採用」とする。

・技術提案の実施において監督員を除く第三者との協議が必要な提案は「不採用」とする。

・提案の目的又は実施内容が具体的に記載されていない場合は減点することがある。

・提案が１提案もない場合は、「無」と記載し、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は⑷２）に記載する「可」と評価する。

・１つの提案項目に複数の提案があった場合は、一番低いと判断される提案で評価する。

２）評価項目③「無償修理保証」とは、保証対象外となる以下の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用をいう。

ただし、故障や損傷の際に、道路交通の安全確保のため中日本高速道路株式会社が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用を除く。

・使用上の誤り並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。

・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。

・他の機器に起因して受けた故障や損傷。

・偶然、かつ外的要因（物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など）により生じた故障や損傷。

・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。

・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。

・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。

・各部の通常の使用による汚れ。

３）評価項目③「保守部品の供給保証期間」は、標準仕様書に基づく期間として受渡日を始期とする。なお、「保守部品の供給保証期間」が標準仕様書より下回る場合は、「不採用」とする。

⑷　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は以下のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、相対的に評価する。

なお、製作予定者が複数となる場合は、製作予定者毎に提案できる。この場合、製作予定者毎に評価し、技術評価点の合計値が最も低い製作予定者の技術評価点を採用する。ただし、契約の際の製作者として限定するものではない。

１）評価項目

評価項目①：工事目的物の性能・機能に関する事項　ＣＣＴＶ設備の維持管理性向上に資する提案

提案数：３提案まで（提案ごとの評価の合計で判定）

対象：ＣＣＴＶ設備

なお、予備品及び保守用品の追加納入に関する提案は評価対象外とする。

＜提案例＞

・障害復旧の迅速性の向上

・カメラ装置の長寿命化や信頼性の向上

評価項目②：工事目的物の施工に関する事項

ａ　供用中の道路の交通規制内において、現場施工の更なる安全対策に関する提案

ｂ　現場施工時（現地試験調整含む）の品質確保に関する提案

提案数：ａ、ｂそれぞれ１提案まで

なお、ａ、ｂとも他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。

評価項目③：工事目的物の保証に関する事項

保証条件等（無償修理保証の期間及び保守部品の供給保証期間）に関する提案

対象：ＣＣＴＶ設備

２）評価指標

【判定方式】　提案内容を共通仕様書、施工管理要領及び設計図書等に示す標準案と比較して、その有効性について以下のとおり評価する。

優：標準案に比べ、非常に優れているもの。

良上：良に比べ、やや優れているもの。

良：標準案に比べ、優れているもの。

良下：良に比べ、やや劣っているもの。

可：標準案又は標準案と同等であるもの。